

令和4年度第3回三和区地域協議会次第

日時：令和4年6月28日（火）
午後6時30分から
場所：三和コミュニティプラザ
3階 多目的ホール

1 開会

2 会長挨拶

3 報告事項

- (1) 三和ネイチャーリングホテル米本陣の民間譲渡による利活用について 資料No.1

4 その他

- (1) 2022年えちご・くびき野100kmマラソン開催に伴う大会運営ボランティア
募集の協力について 資料No.2

5 次回地域協議会

月 日（ 曜日）

6 閉会

三和ネイチャーリングホテル米本陣の民間譲渡による利活用について

1 経過

令和3年4月	運営会社の指定管理者辞退により休止
6月	民間事業者との対話調査(サウンディング型市場調査)を実施し、複数の利活用の提案を受ける。
令和4年3月	施設の譲渡・貸付けによる利活用を前提とした事業者等を募集
4月19日	2事業者からの募集を受け、選定委員会を開催
4月20日	選定委員会の審査結果を踏まえ、市として株式会社AGRI CAREを優先交渉先として決定

2 優先交渉先決定以降の市の対応

従前の温浴宿泊機能から用途変更となる提案であり、地域住民等関係者の皆様へ丁寧に説明し、ご理解をいただけるよう努めることとし、以下のとおり地域住民等関係者の皆様へ説明を行った。

令和4年4月27日	三和区地域協議会での説明
5月17日	三和区町内会長協議会役員会での説明
5月18日	住民説明会の開催(参加状況:住民参加25名、報道機関2社)

3 株式会社AGRI CAREの提案内容

- ・有料老人ホームとしての活用
- ・地域振興向けに、温浴施設は、午前は入居者が利用し、午後は一般開放。エントランス、ロビー、レストランススペースをカフェとして地域住民も利用可能な場として提供
- ・先行して取得している三和米と酒の謎蔵、味の謎蔵を有床診療所、リハビリセンターとすることで、有料老人ホームに在宅医療を提供。また、将来的には、在宅医療のバックオフィス機能を移転し、全国各事業所のカルテ代行入力、コールセンター、診療報酬請求等各種書類作成代行などを行うことも検討

4 地域住民等からの意見等への回答または対応案

別紙のとおり

5 今後の対応

- ・1回目の地域住民等関係者の皆様へ説明時に出された意見等に対する回答や対応案を説明し、譲渡に係る理解を得る。
- ・上記説明により一定の理解を得た上で、施設設置条例の廃止など具体的な手続を進め、9月議会で施設条例の廃止と施設譲渡の議決を得たいと考えている。

地域住民等からの意見等への回答または対応案

(株)AGRI CARE の当初提案内容	地域住民等からの意見等	変更後の提案内容等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホームとして活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金設定はどの程度か。 ・ 特養並みの入居費用で周辺環境整備も行った場合、収支は大丈夫か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初提案のとおり ・ 月 12～15 万円を想定しているが、市内の同一施設の状況も踏まえ設定 ・ 介護報酬の他に医療保険収入があるのが、他の老人ホームとの相違点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 温浴施設の一般開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療が必要な入居者と同じ風呂に入ることには抵抗がある人もいるのではないか。 ・ 老人ホームの風呂に住民はこないと思うがどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初提案のとおり ※地域のニーズがなければ実施しない。 ・ 入居者で通常の風呂に入れない方は、米と酒の謎蔵、味の謎蔵側で開設予定のリハビリセンターの風呂を利用する。 ・ 国指針では、老人ホームが地域との交流を図ることが記載されており、指針に沿った対応と考えているため、温浴一般開放は実現したいが、否定的な意見が多ければ無理はしない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ カフェスペースの設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初提案のとおり

(株)AGRI CARE の当初提案内容	地域住民等からの意見等	変更後の提案内容等
<ul style="list-style-type: none"> 先行取得している米と酒の謎蔵、味の謎蔵を有床診療所とし、有料老人ホームに在宅医療を提供するとともに、リハビリセンターも併設（将来的には、在宅医療のバックオフィス機能を移転し、全国各事業所のカルテ代行入力、コールセンター、診療報酬請求等各種書類作成代行などを行うことも検討） 	<ul style="list-style-type: none"> 味の謎蔵をレストランとして活用することを提案したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初提案のとおり テナント貸しについて個別に相談いただければ、検討する余地はある。
<ul style="list-style-type: none"> 当初提案なし 	<ul style="list-style-type: none"> 施設周辺の環境整備（木の伐採による景観の維持など）はどう考えているか。 憩いの場として活用できるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今の施設より環境を良くしたいと考えている。地域の皆様とも協力し、環境整備に努める 地域活性化のイベントなどの会場として利用することは、双方協議のうえ個別に対応することになるが、入居者に生きがいや楽しみを提供するためにも前向きに検討する。

その他の意見への回答

意見等	市としての回答
<p>サウンディング型市場調査の結果としては、老人ホームの提案はなく、従来どおりの形態に近い提案が3事業者からあったと説明を受けていたが、今回急に老人ホームと言われて市の進め方に疑問を感じる。</p>	<p>指摘のとおりサウンディング型市場調査では、老人ホームの提案がなく、温浴宿泊機能を残した利活用策の提案が3事業者からあった。譲渡・貸付けに係る募集に際しては、サウンディング型市場調査時に提案いただいた事業者のうち1事業者から温浴宿泊機能を残した利活用策の提案があり、老人ホームの提案とあわせて経営に精通している専門家など第三者を交えた選定委員会の審査や市の検討の結果、コロナ禍の影響もあり従来どおりの形態での再開は困難との判断もあり、最終的には、老人ホームの提案者を優先交渉先とさせていただいた。</p> <p>これまでサウンディング型市場調査の結果、譲渡・貸付けに係る提案募集の状況など機会を捉えて説明を行い、地域の皆様への情報提供を行ってきたが、結果的に老人ホームの提案が唐突に感じるような状況となってしまう申し訳ない。</p> <p>今後も引き続き地域の皆様への丁寧な説明を心がけるため、理解をいただきたい。</p>
<p>優先交渉先となった事業者には頑張ってもらいたいし、地元としても応援していかなくてはならないと思っているため、市は木の伐採などの環境整備、除雪の手法などについて事業者にしっかり助言して欲しい。また、鉱泉であることや施設周辺の草刈りを地域住民が実施してきた経過についても同様に事業者へ伝えるとともに、市は地元としっかり連携をとって進めて欲しい。</p>	<p>環境整備や除雪の手法などについて事業者に対し、必要な助言はしっかり対応していく。</p> <p>鉱泉であることや周辺の草刈りを地域住民の協力に行ってきたなどの経緯についても事業者にしっかり伝えていく。</p> <p>これまでの地域への説明では、不足する部分もあることを認識し、地元町内会へも個別に説明したうえで、理解を得るとともに、必要な調整があれば丁寧に対応していく。</p>

諮問について

～「上越市地域協議会委員手引き」より抜粋～

(4) 諮問・答申

○諮問・答申とは

諮問とは、地域協議会に対して、市長が政策判断の参考とするため、特定の案件について「区内の住民の生活に及ぼす影響」の観点から意見を求めるものです。

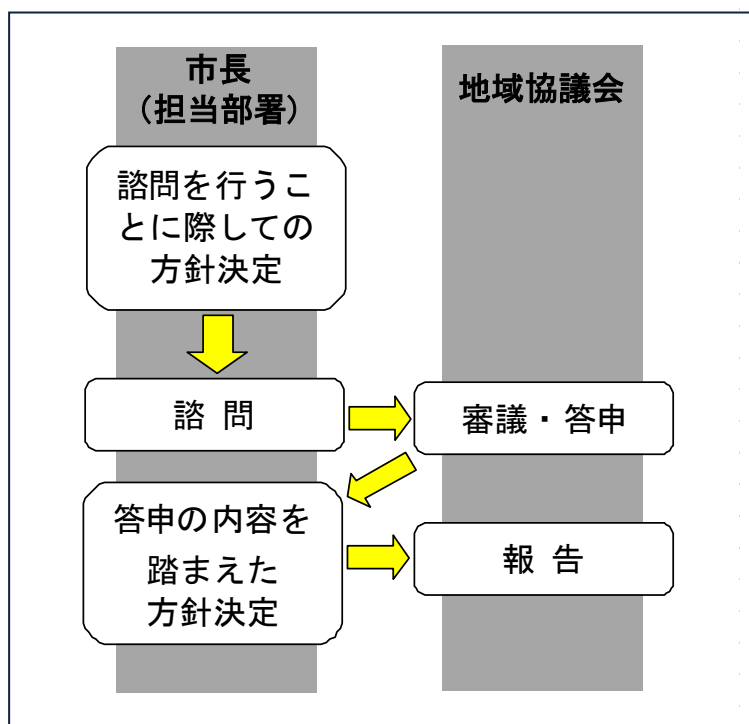
具体的には、区内の重要な公の施設（集会施設など）の設置・廃止・管理の在り方に関することを決定・変更しようとする場合などに、地域協議会に市長が諮問します。

地域協議会は、諮問された事項を話し合い、その結果を市長に対して答申という形で返します。また、話し合いの中で必要と判断した場合は、答申に関連する事項として意見を付け加える（附帯意見）ことができます。なお、その内容は、地域住民の生活に及ぼす影響の観点を踏まえたものとする必要があります。

答申に当たっては、地域協議会は「地域住民の生活に支障なし」または「地域住民の生活に支障あり」の判断をします。地域協議会としての意見がまとまらない場合にあっては「意見の集約ができないため、答申することはできない」といった意見を市に返すこととなります。

地域協議会の答申については、市長により尊重されますが、答申の内容によっては法令による規則や全市的な行政改革の取組状況、財政状況、住民の合意形成の状況などを踏まえ、地域協議会の意見と異なる取扱いをする場合もあります。なお、そのような場合にあっては、市長は地域協議会にその理由を説明することとしています。

図8：諮問・答申の流れ



○どのような基準で諮問が行われるの？

条例の規定に基づき、当該区の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を聴くため、諮問します。

◎上越市地域自治区の設置に関する条例

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
 - (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
 - (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

なお、運用上、次の事項については、諮問しない取扱いとしています。

- ・市道の認定と廃止
- ・統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定
- ・公の施設への指定管理者制度の導入及び廃止、指定管理者の更新
- ・地域自治区内の特定の地域の利用に特化した公の施設の廃止、管理の在り方の変更

○諮問・答申のポイント

■ 諮問は「住民の生活に及ぼす影響」について意見を聴くものです。

諮問は、例えば公の施設の設置や廃止で言えば、単純な是非や良し悪しを聴くものではなく、その施設を設置や廃止することで、その地域自治区の住民の生活にどのような影響があるか、という観点で意見を聴きますので、諮問に対する答申も、それを踏まえた意見が含まれている必要があります。

■ 全市域に関わる事案であっても、全ての区に一律に諮問することはありません。

全市民の利用が想定される大規模な公の施設を設置するときなど、全市域に関わる事案が発生したときは、全ての地域協議会に諮問するのではなく、あくまでも条例に基づき当該施設の設置区にのみ諮問します。これは、全市的な観点から審議するのは市議会であり、地域協議会は地域自治区から選任された委員が、その区に関わる事案を話し合う役割を担っているためです。

■ 答申は、地域協議会としての意見が一つに集約されている必要があります。

市長は、地域協議会の答申を政策判断の参考とします。その内容が、様々な意見により構成され複雑多岐に渡るものであると、その意見を政策に反映することが困難になり、諮問や答申の意義が損なわれる結果となってしまいます。このため、地域協議会としての意見を一つに集約して答申することが必要です。

令和4年6月15日

三和区地域協議会
会長 高橋鉄雄様

2022年えちご・くびき野100kmマラソン実行委員会三和区部会
部会長 高橋守夫

2022年えちご・くびき野100kmマラソン開催に伴う 大会運営ボランティア募集の協力について（お願い）

えちご・くびき野100kmマラソン大会の運営に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、上越市の一体感の醸成と地域の活性化を図ることを目的に隔年で実施している「えちご・くびき野100kmマラソン」大会は、過去2回の中止を経て本年10月9日(日)に6年ぶりに開催することとなりました。

大会当日は、参加者の安全確保と、おもてなしで全国のランナーに三和区をアピールするため、地域の皆様からボランティアとしてご協力いただきたいと思います。

つきましては、下記のとおり、貴会から大会運営ボランティアにご協力いただける方をご報告いただきたく、お願い申し上げます。

記

1 貴会からご協力いただきたいボランティアの人数 2名

※ご協力いただく方は、18歳以上の方（高校生を除く）をお願いいたします。

※三和区だより等で募集する「一般ボランティア」と重複できませんのでご注意ください。

2 大会概要とボランティアの業務内容

別紙1「2022年えちご・くびき野100kmマラソン」のとおり

3 ボランティアいただける方の報告

- ・報告期限 **7月29日(金)**
- ・報告様式 別紙2「大会運営ボランティア報告書」

報告・問合せ先

2022年えちご・くびき野100kmマラソン三和区実行委員会事務局
(三和区総合事務所 教育・文化グループ)

電話 025-532-2323

FAX 025-532-2623

2022年えちご・くびき野100kmマラソン

大会概要

- 開催日 10月9日(日)
- 種目 100km、60kmの部
- コース

○コース	〔	100km…リージョンプラザ上越～三和区～頸城区希望館	〕
		60km…名立区うみてらす名立～三和区～頸城区希望館	
- 募集人数 100km…2,000人、60km…600人

実行委員会三和区部会の体制

- 三和区部会は、区内の関係団体から選出された実行委員、三和区総合事務所の事務局20人で組織しています。
- 当日の運営は、実行委員のほか、ボランティア(中学生以上)で行います。
町内会等に依頼する団体ボランティアのほか、三和区だより等で一般ボランティアを募集します。(18歳未満は保護者の承諾必要)
- 実行委員会三和区部会委員・ボランティアの総数は210人を予定しています。

大会運営ボランティアの業務内容について

○コース係

- ・選手がコースを安全に通過できるよう、所定の位置で交通誘導します。
- 60kmコース上の交差点等でランナーを誘導します。
- (100kmコースでのボランティアの業務はありません)

○レスト・エイド・給水所係

ランナーへ食料や飲料水を提供します。

※レストとは規模の大きい休憩場所、エイドはそれよりも小さい休憩所で、軽食、飲料を提供します。給水所は、飲料のみを提供します。

○協力いただく時間

- (1) 100kmコースのみの場合……… 4:30頃から 8:00頃まで
(朝食を用意いたします)
- (2) 60kmコースのみの場合……… 10:00頃から 16:00頃まで
(昼食を用意いたします)
- (3) 100km、60km両コースの場合… 4:30頃から 16:00頃まで
(朝食、昼食を用意いたします)

- ※ 原則、100km、60kmいずれかのコースで協力をお願いする予定です。
ただし、必要なボランティアの数が確保できない場合は、両方のコースをお願いする場合があります。
その場合は、個別に調整をさせていただきますので、報告用紙の「どちらでも可能」欄に○印を記入してください。

○ボランティア全体会議

10月上旬に三和地区公民館において、大会当日の役割分担等の説明会を開催します。
開催通知等は、ボランティアの方に直接ご案内します。